

平成20年11月 4日
福島河川国道事務所
県北建設事務所
福島市
福島警察署

歩道が歩きやすく・自転車は走りやすくなります！ ～自転車通行環境整備（福島地区）の取り組みについて～

この度、県道水原福島線の信夫橋付近において、自転車レーンの整備が概成しました。これからも、よりよい自転車通行環境の整備を進め、賑わいのある都市環境の実現を目指します。

この取り組みは、国土交通省と警察庁が合同で募集した、今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区に福島地区が指定されたことを受け、福島県自転車走行環境整備委員会を発足し、対策について検討を進めていたものです。

自転車レーンの整備により、狭い歩道内で錯綜していた歩行者と自転車が分離され、歩行者及び自転車の安全で快適な通行空間の確保が期待されます。

この度概成した自転車レーンでは、車道の左側通行となりますので、自転車を利用される方は交通ルールを守って走行して下さい。

なお、モデル地区内のその他の路線につきましても、現在具体的な構造等について検討を進めており、平成21年度を完成目標に引き続き整備を行います。

また、福島市内ではこれまでも、駐輪場やレンタサイクルシステムの整備等、自転車利用促進のための取り組みが進められており、これらと一体となって自転車通行環境整備を進めることで、さらなる中心市街地の賑わいが期待されます。

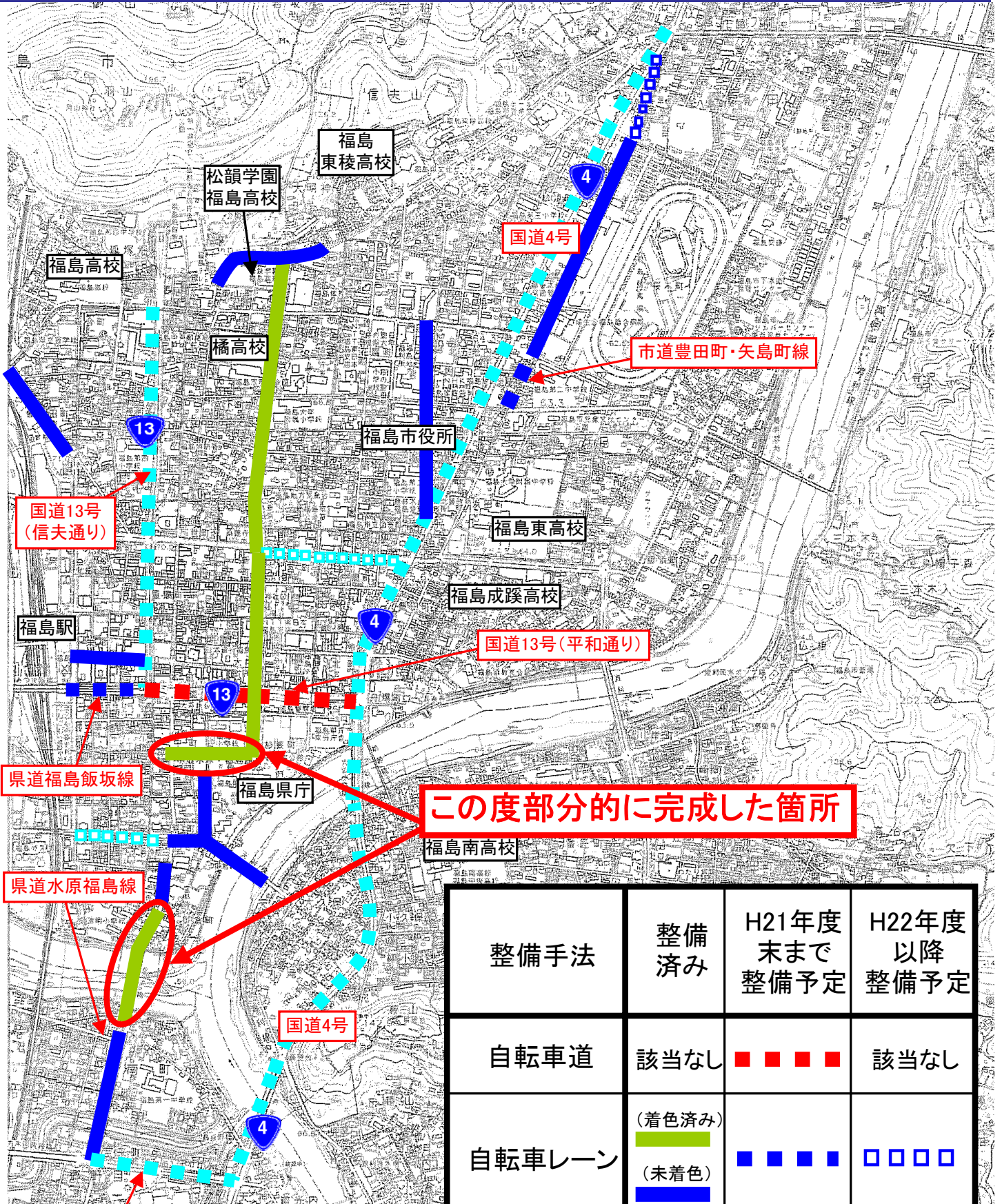
記者発表先 福島県政記者クラブ、福島市記者クラブ

《お問い合わせ先》

福島県自転車走行環境整備推進協議会 福島地区検討会

国土交通省 福島河川国道事務所 道路管理第二課 課長	小倉 儀治	TEL : 024-539-6131
福島県 県北建設事務所 企画管理部 主幹兼企画管理部長	松本 英夫	TEL : 024-521-7628
福島市 建設部 道路管理課 課長	鈴木 洋一	TEL : 024-535-1111
福島警察署 交通第一課 課長	島 丈博	TEL : 024-522-2121

福島地区における自転車通行環境整備の取り組み



整備手法	整備済み	H21年度 末まで 整備予定	H22年度 以降 整備予定
自転車道	該当なし	■ ■ ■ ■	該当なし
自転車レーン	(着色済み) ■ (未着色) ■	■ ■ ■ ■	□ □ □ □
歩道内での ライン等による 走行位置明示	該当なし	■ ■ ■ ■	□ □ □ □

国道115号

県道福島飯坂線

県道水原福島線

国道13号
(信夫通り)

国道13号(平和通り)

国道4号

市道豊田町・矢島町線

福島
東稜高校

松韻学園
福島高校

福島高校

橋高校

福島市役所

福島東高校

福島成蹊高校

福島駅

福島県庁

福島南高校

国道4号

部分的に完成した県道水原福島線の対策内容

信夫橋については車道を3車線から2車線にし、自転車レーンを確保。
信夫橋前後の区間は車線の幅を変更し、自転車レーンを確保。
自転車安全に走行できるように、自転車レーンを緑色に着色。

【対策前】



狭い歩道で歩行者と自転車が輻輳

【対策後】



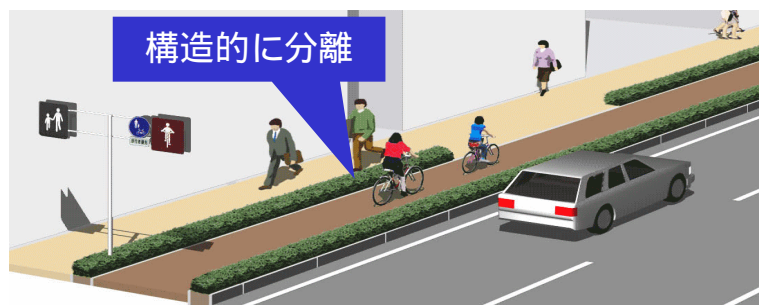
今後の自転車通行環境整備のイメージ (平成21年度までに完成予定)

自転車道

【対象路線】 国道13号 (平和通り)

歩行者と自転車を構造的に分離。
部分的に分離することが難しい区間は、歩道内にライン等を引き、自転車が走行すべき位置を明示。

整備aイメージ



自転車レーン

【対象路線】 県道水原福島線、県道福島飯坂線、市道豊田町・八島町線

区画線の見直し等により路肩を広げ、自転車レーンを確保。
自転車レーンを着色し、車両からの視認性を向上。

自転車にもルールがあります

自転車はとても便利な乗り物です。しかし、正しく利用しなければ、かえって危険であったり大きな事故を起こすことにもなります。

自動車に乗る場合には、運転に定められた資格が必要とされるのと同じように、自転車を利用する場合にも色々なルールを守る必要があります。



車道通行が原則です



自転車は自動車と同じく車道を通行することが原則です

車道の左側に沿って通行しなければなりません

自転車レーンがある場所では



道路工事などの場合を除き、自転車レーンを通行しなければなりません

歩道を通行できるのは



標識で指定された場合

運転者が、児童及び幼児、70歳以上のお年寄り、体の不自由な方

工事や駐車車両で車道の左側通行が困難な場合